

# 国民健康保険からの おしらせ

● お問い合わせ ●

国保・高齢者医療課（☎ 839・2311）

市役所1階

10番窓口 資格・保険料など

8番窓口 保険料の納付相談など

7番窓口 医療費などの申請

## 安定的・持続的な 国民健康保険の運営のために

平成24年度に引き続き  
25年度も保険料率を  
改定します

国民健康保険は、加入者の皆さんに納めていただく保険料と、国や自治体などが負担する公費などで、病気やけがの治療など健康の保持・増進のためのさまざまな給付や事業を行っている大切な制度です。

しかし、本市国民健康保険の財政状況は、現在、医療費は年々増え続けていくものの、それを賄う保険料は、景気低迷などの影響から増加が見込めず、一般会計から繰り入れするなど財政基盤が崩れつつあります。

そこで、安定的・持続的な国民健康保険制度を維持していくため、平成24年度と25年度において、保険料率を段階的に引き上げることとしており、25年度も保険料率を改定する予定です。

ご理解とご協力をお願いします。



### 24年度と25年度の保険料率

区分	医療給付費		後期高齢者支援金		介護納付金 (40～64歳が対象)		合計	
	H24	H25～	H24	H25～	H24	H25～	H24	H25～
所得割(%)	6.75	7.25	1.75	1.85	1.80	1.90	10.30	11.00
資産割(%)	19.80	20.00	4.60	4.80	4.40	4.30	28.80	29.10
均等割(円)	2万6400	2万7000	6600	7200	8400	9000	4万1400	4万3200
平等割(円)	1万9200	2万400	5400	5400	4800	4800	2万9400	3万600

### 改定後の保険料(年額)

#### 【ケース1】

- 夫婦ともに40歳以上65歳未満
- 夫の給与収入450万円、妻は専業主婦、子どもが2人いる4人世帯
- 固定資産税5万円



24年度

47万3600円



25年度

50万200円

#### 【ケース2】

- 夫婦ともに65歳以上
- 2人世帯で、夫の年金収入240万円、妻の年金収入40万円
- 固定資産税5万円



24年度

17万6700円



25年度

18万5600円

## 医療費を抑制するために

健康管理に注意しましょう

人間ドックや特定健康診査を受けるなど、日頃から健康管理に注意し、生活習慣病の予防や病気の早期発見・治療に心がけましょう。

本市では、国民健康保険の加入者が人間ドック・歯科ドックを受診する際に、申請により受診費用の一部を助成していますので、ぜひご利用ください。

## 人間ドック・歯科ドックの費用を一部助成します

### ■ 助成定員・助成額など(予定)

人間ドック			
	1日コース	1泊2日コース	脳ドック
助成定員	1350人	350人	250人
助成額	1万5000円	2万5000円	2万円

歯科ドック		
	精密コース	標準コース
助成定員	50人	50人
助成額	5200円	2600円
自己負担	4800円	2400円

※指定医療機関は、国保・高齢者医療課、支所・出張所に置いてある「申請受付について(お知らせ)」をご覧ください。

### ■ 対象者

次の要件をすべて満たす人

○平成25年4月1日現在で満40歳以上の高松市国民健康保険に加入している人

○納期限の到来している保険料(税)を完納している人

※4月1日～来年3月31日に75歳になる人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入するため、誕生日以降に受診する場合は、この助成制度の対象外です。

### ■ 申請期間

3月1日(金)～19日(火)

※期間中に助成申請が定員に達しなかった場合は、3月21日(木)から先着順で申請を受け付けます。

### ■ 助成対象者の決定

助成対象者は申請期間終了後、抽選により決定します(平成24年度に助成を受けていない人を優先します)。

※受診結果は必要に応じて、生活習慣病の予防や重症化を防ぐことを目的とした「特定保健指導」に活用します。

### ■ 申請方法・受診などの手順

- 1 助成対象者の要件を確認のうえ、助成対象者本人が、指定医療機関で受診予約をする。



- 2 申請期間内に、国保・高齢者医療課(市役所1階7番窓口)か支所・出張所へ申請する。 ※助成対象者には、国保・高齢者医療課から受診票を送付します。

**必要なもの**：国民健康保険証(申請日現在で有効なもの)、印鑑、保険料納付を確認できる書類(申請日前10日以内に保険料(税)を納付した場合)



- 3 受診票と国民健康保険証を持参して、予約した医療機関で受診する。

## ジェネリック医薬品をご利用ください

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される、新薬と同じ成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことです。新薬より安価な薬です。

ジェネリック医薬品の利用促進は、患者負担の軽減だけでなく、医療費の約3割を占める薬剤費の抑制にもつながり、医療保険制度の健全な運営を支えます。ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう。



## こんなに安くなる！ジェネリック医薬品 薬1錠の値段で比べてみよう！

薬の種類	新薬	ジェネリック
高血圧用の薬	142.4円	56.4円
糖尿病用の薬	40.2円	25.0円
解熱鎮痛用の薬	18.6円	6.1円

ジェネリック医薬品学会ホームページより  
※ジェネリック医薬品の種類によっては、値段が異なる場合があります。また、薬の種類によっては新薬と値段がほとんど変わらない場合もあります。

## ジェネリック医薬品希望カードをご利用ください

国保・高齢者医療課や各支所・出張所の窓口で「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています。

院外薬局で処方薬をもらう場合は、薬局で薬剤師にカードを提示して相談してみましょう。

また、病院内で薬をもらう場合は、診察券と一緒にカードを出すか、医師に相談してみましょう。



# 4月1日から保険証が更新されます

現在使っている国民健康保険証・国民健康保険退職被保険者証の**有効期限は、平成25年3月31日**です。

4月1日から使える新しい保険証（緑刷り）は、保険料を完納している世帯へ3月下旬に郵送します。

なお、保険料の未納により保険証を交付できない場合がありますので、早めに納付してください。

また、納期限までに支払いが困難な場合や分割納付などの相談が必要な場合は、早急に国保・高齢者医療課にご連絡ください。

## 70歳から74歳までの人の医療費一部負担金の軽減措置が当分の間、延長されます

70歳から74歳までの人の医療費の一部負担割合（通常2割）は、平成25年3月まで1割に据え置かれていますが、当分の間、延長されることになりました。

このため、対象者には、新たに有効期限が4月1日から7月31日までの高齢受給者証を3月下旬（国民健康保険証を発送してから1週間後）に郵送します。

医療機関で受診する時は、国民健康保険証と高齢受給者証の両方を窓口にて提示してください。



## 4月以降、75歳になる人には後期高齢者医療の保険証が届きます

75歳になると後期高齢者医療制度の加入者となり、香川県後期高齢者医療広域連合から75歳の誕生日の前月中旬ごろに被保険者証が郵送されます。

それまでお使いの国民健康保険証の有効期限は、75歳になる人の誕生日の前日となっております。新しい国民健康保険証は、誕生月の前月に郵送します。脱退などの手続きは必要ありません。

なお、年度途中で75歳になる人の国民健康保険料は、年度当初から75歳になる月の前月までの額で算定されます。

## 保険料や医療費一部負担金減免などのおしらせ

災害など特別な事情により保険料の納付が困難になった人は、保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

また、医療費の一部負担金についても、災害や失業など特別な事情により、その支払いが困難となった人は、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

## 退職者医療制度のおしらせ

長い間勤めていた会社などを退職し、現在国民健康保険に加入して被用者年金（厚生年金など）の受給権がある65歳未満の人と、その人の被扶養者は退職者医療制度の適用となります。

自己負担割合は一般の国民健康保険と同じです。

退職者医療制度になる人は、次の①、②に該当する人です。公簿などにより確認できた場合は職権で適用します。

- ① 厚生年金や各種共済組合などの年金受給権者で、その年金加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上の人
- ② 年齢が65歳未満の人

※被扶養者は収入額などの条件があります。

※職権適用となった人には、国保・高齢者医療課から退職者医療制度の保険証を郵送しますので、お持ちの一般の保険証は必ずご返送ください。

## 保険料の特別徴収（年金からの天引き）

次の①から④のすべてに該当する場合、保険料は納付義務者（世帯主）の年金からの特別徴収となります。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 世帯主が介護保険料を年金から特別徴収されている
- ③ 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ④ 世帯主の年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えない

ただし、平成25年度に、新たに特別徴収の対象となる場合は、7月から9月まで（第1期から第3期）は、納付書や口座振替で納付し、10月から特別徴収が開始されます。

すでに特別徴収されている人は、4月から8月までは、平成25年2月と同額を特別徴収します。なお、8月は調整のため徴収額が変更となる場合があります。

※平成25年度中に75歳になる人がいる世帯は、特別徴収になりません。



# 4/1 から レンタサイクルの利用料金が変わります

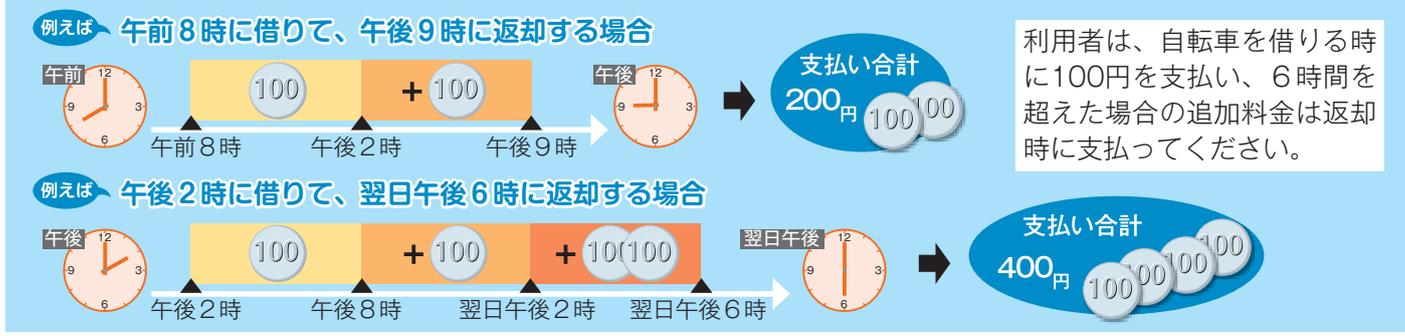
市のレンタサイクル事業は、高松駅や瓦町駅など計7か所で行われ、市民や観光客に幅広く利用されています。

年々、レンタサイクル利用件数は、増えていますが、利用料収入に対し、管理運営に多額の費用を要しているため、4月1日からレンタサイクルの利用料金を値上げします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

●お問い合わせ まちなか再生課(☎839・2445)

## 利用料金の変更内容



## 3月1日(金)～7日(木) 春季全国火災予防運動

～消すまでは 出ない行かない 離れない～

春先は寒気が緩み、火気に対する注意がおろそかになるうえ、空気が乾燥するため火災が発生しやすくなります。火を使用する際は、取り扱いや後始末に十分注意しましょう。

**ご存じですか？**  
住宅用火災警報器の設置が義務付けられています！



住宅火災による死者や負傷者を減少させるため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

少しでも早く火災を早く発見し、被害を軽減させるため、住宅用火災警報器の設置をお願いします。

●お問い合わせ 消防局予防課(☎861・1504)

## 雑誌 スポンサー 募集します！

雑誌の購入代金を負担する代わりに、最新号の雑誌カバーの表面に「スポンサー名」を、裏面に「スポンサー広告」を掲載する「雑誌スポンサー制度」を4月から始めます。

図書館では、多くの方が雑誌を利用しています。文学やスポーツ、音楽、ビジネスなど、さまざまなジャンルの中から、スポンサーになる雑誌を選べるため、見てほしい読者層にターゲットを絞った効果的な広告宣伝を行うことができます。

申込方法など、詳しくは、中央図書館にお問い合わせください。

**対象**▶事業を行っている企業、商店などの団体  
※個人は対象外。

**募集開始**▶3月1日(金)から

**契約期間**▶原則1年間。年度単位で更新します。

●お問い合わせ 中央図書館(☎861・4501)

# 募集しています！～パブリックコメント～

## コンセプト

『人が集い 文化にふれあうエリア』

## 整備方針

### ◆交流機能など

地域情報が収集・発信できるコーナーや地域住民などが交流できる機能などを備えた、地域交流センターの整備



### ◆子育て支援・居住機能

保育所や子どもと保護者が気軽に集まれる場など、子育て支援施設の整備



高齢者や子育て世代など多世代が暮らせる住宅、または介護が必要な高齢者の増加に対応した施設などの整備

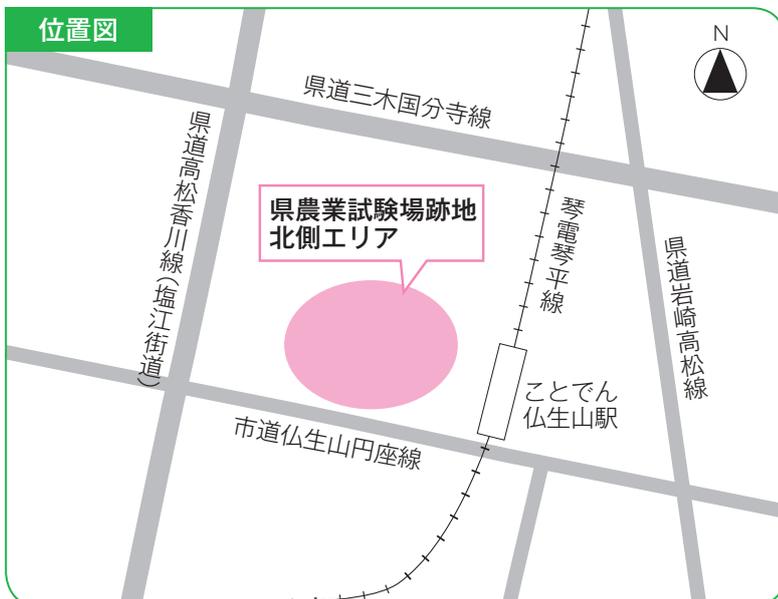


### ◆公園・防災機能

地域交流センターと連携し、災害時には避難・活動拠点となる、防災機能を備えた公園の整備



## 位置図



市では、「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を目指し、仏生山地区を中部東地域の「地域交流拠点」に位置付け、県農業試験場跡地での新病院整備に合わせ、北側エリアの計画的な整備に取り組み予定です。

交流機能の推進や防災機能の実現、仏生山駅を活かした交通結節機能の強化を目指し、「香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画(案)」を取りまとめました。

## 香川県農業試験場跡地北側エリア 整備基本計画(案)

●お問い合わせ まちづくり企画課 ☎839・2136

### ●募集期限

3月15日(金)まで

### ●資料の閲覧場所

市ホームページ、まちづくり企画課(市役所4階)、情報公開コーナー(市役所11階)、各支所・出張所、各コミュニティセンター(支所・出張所併設の施設を除く)

### ●応募方法

募集期間内に、所定の用紙に記入し、次の方法で応募できます。所定の用紙は各閲覧場所にあります。市ホームページからもダウンロード可。

**〒** 760-8571 まちづくり企画課まで、郵送。

**FAX** (839-2125)まで、送信。

**✉** Eメール(machiki@city.takamatsu.lg.jp)まで、送信。

**持** まちづくり企画課まで、直接持参。



# ご意見・ご提案を

## 第6次高松市行財政改革計画(案)

●お問い合わせ 人事課 行政改革推進室(☎839・2160)

市では、これまで、行財政改革計画を策定し、職員数の適正化や業務の廃止・見直しなど、市政全般にわたって行財政改革に取り組みできました。今後、本市の行財政環境が厳し

さを増す中、多様化・増大する市民ニーズに的確に 대응するため、優先的に対処すべき課題を重点的に取り組みとして位置づけた、「第6次高松市行財政改革計画(案)」を取りまとめました。

### 計画のポイント

将来にわたって持続可能な行政経営を目指すため、短期的な効果額を出す取り組みだけではなく、中・長期的な財源確保の取り組みなど、将来を見据えた行政経営の視点を取り入れます。

#### ◆計画期間

平成25年度～27年度

#### ◆重点的な取り組み

- 市民など多様な主体との協働で創出する新しい公共の推進
- 行政運営の基盤となる健全財政の維持
- 効率的な行政体制の構築と人材育成
- 市政の見える化や市民との認識の共有、コンプライアンスの徹底

◆計画期間中に取り込む目標効果額 35億円

#### ●募集期間

3月1日(金)～18日(月)

#### ●資料の閲覧場所

市ホームページ、人事課 行政改革推進室(市役所3階)、案内所(市役所1階)、各支所・出張所、各コミユニティセンター(支所・出張所併設の施設を除く)

#### ●応募方法

募集期間内に、所定の用紙に記入し、次の方法で応募できます。所定の用紙は各閲覧場所にあります。市ホームページからもダウンロード可。

〒760-8571 人事課 行政改革推進室まで、郵送。

FAX (839・2190)まで、送信。

✉ Eメール (jinji@city.takamatsu.lg.jp)まで、送信。

持 人事課 行政改革推進室まで、直接持参。



## 屋外広告物の規制・誘導内容の見直し(案)

●お問い合わせ 都市計画課(☎839・2455)

屋外広告物が、無秩序に表示や設置されることにより、街の景観を損ねたり、交通の支障になる場合もあります。本市では美しいまちづくりの

目標「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現を目指し、現行の屋外広告物条例の改正に向けた規制・誘導内容の見直し(案)を取りまとめました。

### 主な見直し

◆規制対象地域を主要道路沿線から市全域に拡大

◆主要な交差点での、案内目などの広告物の禁止と、それ以外の交差点での規制内容の見直し

◆屋外広告物への色彩基準の導入

◆許可申請手数料の見直し

◆見直しにより不適格となる屋外広告物を改修・撤去するための経過措置期間の設定と補助制度の創設

#### ●募集期限

3月15日(金)まで

#### ●資料の閲覧場所

市ホームページ、都市計画課(市役所9階)、情報公開コーナー(市役所11階)、各支所・出張所、各コミユニティセンター(支所・出張所併設の施設を除く)

#### ●応募方法

募集期間内に、所定の用紙に記入し、次の方法で応募できます。所定の用紙は各閲覧場所にあります。市ホームページからもダウンロード可。

〒760-8571 都市計画課まで、郵送。

FAX (839・2452)まで、送信。

✉ Eメール (toshidei@city.takamatsu.lg.jp)まで、送信。

持 都市計画課まで、直接持参。



病気回復期の  
子どもを  
預かる

病児・病後児保育室  
をご利用ください

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎839・2354

◆対象児童

・市内に在住の乳幼児から小学3年生までの子ども

◆利用方法

前日までに利用施設へ予約してください。また、緊急時は施設に空きがあれば、当日申し込みも可能です。詳しくは各施設にお問い合わせください。



◆市は子育てと就労の両立を応援します

小さいお子さんが病気になった時、保育所や学校では病気の子どもの預かれないため、お困りになった経験があると思われます。市では子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期である児童をお預かりする「病児・病後児保育室」を開設しています。

◆こんな時にご利用ください

保護者が仕事や、冠婚葬祭、出産などの理由で子どもを養育できないなどの場合

◆利用できる病気の程度

【病児】入院を必要としない程度の病気の子ども  
【病後児】病気の回復期であるが、まだ集団生活をするには支障のある子ども

第3子以降の3歳未満児

病児・病後児保育利用料が無料になります

利用する人は、あらかじめ子育て支援課に申請書を提出し、病児・病後児保育利用料受給資格証明証の発行を受けます。利用時に証明証を掲示すると、利用料が無料になります。

- ※申請日からの利用となります。
- ※資格証明証の有効期限は3月31日までです。引き続き利用する場合は、再申請が必要です。再申請受付開始日▶3月1日から
- ※ただし、平成22年4月2日以降に生まれた児童が対象です。

利用できる施設と利用時間

施設名	住所／電話番号	利用時間
トビウメ小児科医院 附属病児保育室 「子どもの家」	伏石町1352-2 ☎865・3111	月～土曜日▶午前8時～午後6時
西岡医院病児保育室 「レインボーキッズ」	寺井町1385-10 ☎885・2863	月～金曜日▶午前8時～午後6時 土曜日▶午前8時～午後5時 ※第2・4土曜日は午後0時30分まで。
小林内科小児科医院 附属病児保育室 「すこやかルーム」	屋島西町2474-1 ☎844・8156	月～金曜日▶午前8時～午後6時 土曜日▶午前8時～午後1時30分
へいわこどもクリニック 病児保育はとぼっぼ	栗林町一丁目4-11 ☎835・2065	月～土曜日▶午前8時～午後6時30分 第2・4日曜日▶午前8時～午後6時 ※日曜日は前日からの継続利用のみ。
はらこども園 病後児保育室	牟礼町原570-1 ☎845・0234	月～金曜日▶午前8時30分～午後5時 ※病後児の預かりに限ります。

※休日・祝日や年末年始など、病児・病後児保育室の休業日を除く。  
※利用方法や利用料金などは、各施設にお問い合わせください。

～アートと島を巡る瀬戸内海の四季～

瀬戸内国際芸術祭2013 Vol.4

大島発  
大島の今を感じて欲しい！  
人と人がつながる「やさしい美術プロジェクト」

大島では、名古屋造形大学の高橋伸行先生を中心に、大島青松園の入所者が多くの人とつながりを持てるよう

に「やさしい美術プロジェクト」を展開します。このプロジェクトの一つである「カフェ・シヨル」では、大島で採れる野菜や果物で作った料理を、大島の陶土を使って作られた器に盛り付けます。

カフェで使用する無農薬みかんの収穫では、

島民とボランティアサポーター「こえび隊」の人たちが、力を合わせて摘んでいきます。中には、木によじ登って摘む人も。たっぷり収穫されたみかんは、芸術祭の期間中、ジャムやピールとなってカフェに登場します。

大島の今が並ぶ「カフェ・シヨル」で今回は、どんな「やさしさ」が生まれるのでしょうか。



「カフェ・シヨル」は、会期中の土・日曜日を中心に営業します。大島の今をご賞味あれ！